

みーちゃん保育園ご利用の皆様へ



保育園 共同利用契約企業募集！

みーちゃん保育園と共同利用契約を結んで頂ける企業を募集しています。従業員が当園を利用する保育料が安くなります。企業側にデメリットは特にありませんので、ぜひ職場にお伝えください。

みーちゃん保育園の施設種別について

認可外の保育園です。国が待機児童対策として進めている「企業主導型保育事業」の認定を受け、国庫補助対象施設として、当法人が設置・運営をしております。特徴は①従業員枠と地域住民枠（必須）がある。②入園条件は両親共働きであること。③企業と提携しての共同利用や料金設定が自由などがあります。

<保育料金の割引き>

(通常)	(共同利用契約企業)
0～2歳 30,000円	0～2歳 25,000円
3歳以上 29,000円+1,080円(主食代)	3歳以上 24,000円+1,100円(主食代)

※契約締結により一月5,000円少ない、保育料金となります。

*3歳以上児の保育料は無償化に伴い割引されています。ただし、食費はかかります。

<募集の流れ>

□申込方法：裏面の共同利用契約書の取り交わしを行います。

□連絡先：

- 電話番号 894-1666
- メールアドレス mityanhoikuen@gmail.com
- 問い合わせ担当（園長、北律子又は部長、佐々木友樹まで）

□園所在地：札幌市厚別区大谷地東5丁目（大谷地東小学校となり）

みーちゃん保育園 共同利用協定書(案)

_____ (以下「甲」という。) 及び医療法人重仁会 (以下「乙」という。) は乙が設置運営する企業主導型保育所『みーちゃん保育園』(以下「保育園」という。) について、次のとおり共同利用の協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は保育園の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育園の所在地)

第2条 保育園の所在地は、札幌市厚別区大谷地東5丁目8番13号とする。

(保育園の設置目的及び利用者)

第3条 この保育園は甲及び乙の従業員の福利厚生を目的として、従業員の保育園利用にあたり従業員枠を設ける。

2 乙の従業員の保育園利用にあたり従業員枠の定員設定は、当面2名とし状況により増員協議を行う。

(保育園の設置と運営について)

第4条 この保育園は、乙が設置・運営し、甲が設置費ならびに運営費を負担することは一切ない。

(利用負担額について)

第5条 本協定により、従業員枠(共同利用契約)で入園した子どもの利用負担額は施設案内に記載した額とし、利用者負担額は利用者が負担するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了前に甲、乙両者においてこの協定内容に異議のないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(重要事項説明)

第7条 この協定書に定めるもののほか必要な事項については、保育園のしおりにて定める。

(その他)

第8条 この協定書ならびに保育園のしおりに記載のない事項については、甲、乙両者の協議に基づいて決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

〈共同利用法人〉(甲)

令和 年 月 日

住 所

法人名

代表者

〈設置運営法人〉(乙)

令和 年 月 日

住 所 札幌市厚別区大谷地東5丁目7番

法人名 医療法人重仁会

代表者 理事長 田尾 大樹

印